

概要

審査請求人に残存する障害は障害等級併合8級に該当するとして、障害等級第9級とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、自動車で帰宅途中、対向車と正面衝突し、右膝蓋骨開放性粉碎骨折ほかの負傷をした。

請求人は、治療・療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）し、障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、障害等級第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する処分をした。

2 審査請求の理由

右足趾に、曲がったまま動かせないという障害と強固な疼痛が残存しており、これを障害等級に該当しないとする原処分には不服である。

3 原処分庁の意見

(1) 醜状障害について

右下肢の大腿部については、残された2個以上の癒痕又は線状痕の面積、長さ等を合算しても、ほとんど全域に残すものには至らない程度のものであるが、右下肢の「露出面」（膝関節以下）に残された2個以上の癒痕又は線状痕の面積、長さ等を合算すると、「下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの」（第14級の4）に該当するものと判断した。

(2) 下肢の機能障害について

右股関節及び右足関節の屈曲・伸展運動の可動域は健側の可動域角度の3/4以下に制限されているものと認められるため、それぞれ「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」（第12級の7）に該当し、右膝関節の屈曲・伸展運動の可動域は健側の可動域角度の1/2以下に制限されているものと認められるため、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」（第10級の10）に該当する。

以上、同一下肢の3大関節にそれぞれ機能障害を認めるが、該当する身体障害がない場合に該当するため、併合の方法を用いて準用等級を定めると準用第9級に該当するものと判断した。

(3) 神経症状について

右足痛に関する請求人の自訴は、「右膝は熱をもって熱く、右足首は逆に冷たい。右足の痛みには耐えられないときもある。」である。また、請求人が提出した〇病院の主治医の診断書によれば、「歩行時に右膝痛、右足関節痛、右足趾痛あり。立位にて同部に痛みがあり、仕事は坐位で行っている。足趾の屈曲変形があり、歩行、立位、坐位でも痛みあり。右下腿前面に腓骨神経にそって走るような痛みあり。膝伸展・屈曲もMMT4で痛みによる筋力低下あり。右下肢外側に知覚低下あり。X線写真にて大腿骨、脛骨は変形治癒、膝蓋骨は変形を認める。」とある。

地方労災医員A医師は、X線写真の所見として、「大腿骨と脛骨の骨ゆ合は良好であるが関節面の不整を残す。膝関節は部分的に骨ゆ合を得ているが不十分である。股関節部と足関節部には外傷性の所見はない。」とし、また、右足に疼痛を残しその程度は14級相当であると意見を申し述べた。

X線写真の所見や他覚的所見から、負傷した右足部に疼痛が残存すると認められ、その疼痛の程度について、請求人の自訴、主治医の診断、また、地方労災医員A医師の意見に鑑み、疼痛の程度はがん固なものには至らないものと判断し、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」（第14級の9）に該当するものと判断した。

(4) 以上のことから、請求人には系列を異にする2以上の身体障害が残存するため、障害等級併合第9級に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

- (1) 醜状障害が第14級の4、右下肢の股関節の機能障害が第12級の7、右足関節の機能障害が第12級の7、右膝関節の機能障害を第10級の10と認定されていることについては、妥当であると判断する。
- (2) 右足趾関節については、他動では可動するものの請求人に我慢できない程の痛みが生じると認められ、5指ともに自動では患側の可動域が健側の可動域の1/2以下に制限されているものであることから「1足の足指の全部の用を廃したもの」第9級の11に該当すると判断する。
- (3) 神経系統の障害については、主治医は、診断書において「歩行時に右膝痛、右足関節痛、右足趾痛あり、立位にても同部に痛みがあり、仕事は座位で行っている。足趾の屈曲変形があり、歩行、立位、座位でも痛みあり。」としている。
主治医、地方労災医員A医師の診断を踏まえて、請求人を診断した地方労災医員T医師は、請求人の神経系統の障害の程度について「カウザルギー有り ズティック骨萎縮有り 外傷後生じた疼痛が自然的経過によって消失するとは認められない」としていることについては、妥当な結論であると考ええる。
地方労災医員T医師は、「右足趾については、硬直して自分で動かせないが、足首は可動域に制限があるものの自分で動かすことができ、また、カウザルギーと認められることから、『第12級 通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起こるもの』には該当するが、『第9級 通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労働に従事することができなくなるため、就労可能な職種が相当程度に制限されるもの』までには至らない」との診断であった。
以上のことから、神経系統の障害の程度は、請求人の主張及び医証等から総合的に判断すると、「通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起こるもの」として「局部に頑固な神経症状を残すもの」第12級の12に該当するものと認められる。
- (4) 以上より、請求人に残存する障害は、①右股関節の機能障害が第12級の7（系列26）、②右膝関節の機能障害が第10級の10（系列26）、③右足関節の機能障害が第12級の7（系列26）、④右足趾関節の機能障害が第9級の11（系列34）、⑤神経系統の障害が第12級の12（系列13）、⑥醜状障害が第14級の4（系列29）と認められる。
よって、右股関節、右膝関節、右足関節の機能障害と右足趾関節の機能障害は同一系列とみなし、神経系統の障害は右股関節、右膝関節、右足関節及び右足趾関節の機能障害と同一の事由により通常派生するものであることから準用8級となり、醜状障害を総合して併合8級となる。